



石橋レポ 第16号



発行日：平成28年10月1日（隔月1日発行）

杉浦のつぶやき



皆さん、こんにちは、開発部の杉浦です。10月に入り、過ごしやすい季節となりました。旬な食材も多く、**つつい食べ過ぎてしまう**ことも多いことと存じます。スポーツの秋と言うこともあり、体を動かすにも気持ちの良い季節です。**適度な運動**を心がけ、**食べ過ぎ**には十分ご注意願います。

さて、スポーツと言えば、何と言っても**オリンピック**ですね。9月にはリオのオリンピックも無事終了し、本大会と合わせ、**多くのメダルと感動**を与えて頂きました。選手の皆さんには、本当に「感謝」の言葉しかありません。4年後の東京オリンピックが楽しみで仕方ないという方も多いと思いますが、**国立競技場の建て替え**や、**そもそものオリンピック予算**など、まだまだ解決しなければならない課題も多く、前途多難といった状況ではないでしょうか。ここは小池都知事の手腕の見せ所だと思いますが、就任早々、「豊洲移転」で盛土がされてなかった問題など、都政の運営に重大な影響を与えそうな問題も表面化しました。しかしながら、ここまで来たからには**やるしかありません**。世界が注目するオリンピックですから、東京の素晴らしさを、日本の素晴らしさを世界に発信するまたとないチャンスです。是非、小池知事には**万全の準備**をお願いしたいものです。

今月のテーマ

「配偶者控除」の廃止が**検討**されています！



見直しの主な目的

- 共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、税に不公平感が出てきている。
- パートやアルバイトの主婦などが、「年収103万円の壁」を気にせず働ける環境を望んでいる。

そもそも「配偶者控除」って何？

- この制度は専業主婦の「内助の功」的な意味合いを持っているため、専業主婦が対象になっています。その額は、夫の給与から所得税で年間38万円、住民税で年間33万円がそれぞれ控除されます。

「配偶者控除」廃止による影響額は？

- 夫の年収が400万円までの世帯で年間上限5.2万円、600万円世帯では年間上限7.1万円の増税となる試算になります。

「配偶者控除」から「夫婦控除」への改正

- この税制のままでは専業主婦世帯にとっては増税となるため、配偶者控除に替わる「夫婦控除」なるものが検討されています。これは夫婦であれば原則条件なしに適用されるものですが、**詳細はまだ何も決まっていないのが現状のようです。今後の政府税制調査会の審議結果に注目です。**

ちょっと一息頭の体操

<前号の答え>

6	5	3	8	1	4	7	2	9
8	2	1	7	5	9	6	4	3
7	9	4	6	2	3	1	5	8
3	8	9	5	6	1	2	7	4
2	1	6	4	8	7	9	3	5
5	4	7	9	3	2	8	6	1
1	6	8	3	7	5	4	9	2
4	3	2	1	9	6	5	8	7
9	7	5	2	4	8	3	1	6

<数独のルール>

- 1、空いているマスに1～9の数字をいれる。
- 2、縦・横の各列及び、太線で囲まれた3×3のロック内に同じ数字が複数入ってはいけない

ルールは以上です。簡単ですよ。

でもやってみると意外に難しいですよ。

正解は次号にてお知らせします。

<問16>

			5	3	2		
		7			8	6	
	3			2			5
1	9						5
3		2				7	
4							3 2
	8			1			2
		3	7			4	
			9	2			

● お問い合わせ先

石橋建設興業株式会社

碧南市山神町2丁目72番地

TEL: 0566-42-8181

FAX: 0566-42-8833

E-mail: ishi1957@oregano.ocn.ne.jp

ホームページ: [石橋建設興業](#) [検索](#)

● 営業内容

・土木工事

・建築工事

・造園工事

・舗装工事

・アスファルトガラ、コンクリートガラ、建設発生土のリサイクル

・重機械の施工

・建設用資材の納入販売

・宅地建物取引業

第二事業部 開発部 都築一雄(携帯)090-1235-0237 / 杉浦幹夫(携帯)080-2658-3035